

麦わら適正処理推進月間

5月20日～6月20日

麦わらは

燃やさずに

資源活用

しましょう！



乾燥防止のための  
通路への敷きわら



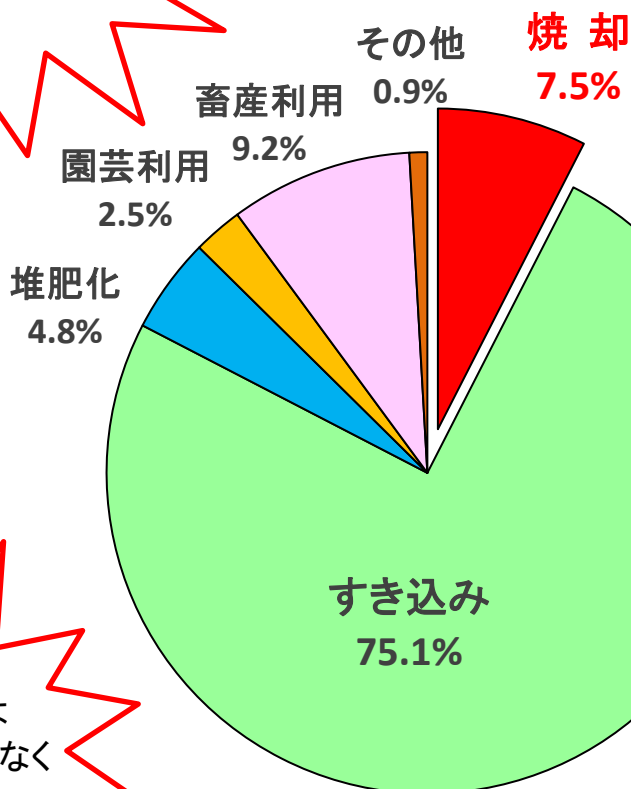
畜舎の敷料

群馬県・JA群馬中央会  
JA全農ぐんま・群馬県米麦大豆振興協会

# 麦わらは、依然として**焼却**されています！

煙が視界を遮って  
交通の妨げになります！

近隣住宅の  
洗濯物等に  
臭いやすがつきます！



周囲に類焼す  
る危険がありま  
す！

近隣住宅では  
窓を開けられなく  
なります！

火が衣類に燃え  
移り、やけどをす  
る危険があります！

令和5年度における麦わらの利用状況

**野焼きは法令で制限されており、悪質な行為には罰則が適用されることがあります**

(根拠法令)

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条の2
- ・群馬県の生活環境を保全する条例 第91条第2項

※その他、消防法などの関連法があります

麦わらはほ場で燃やさずに、適切に処理をしましょう！

また、畜産農家と連携し、家畜敷料、堆肥原料として活用しましょう！